

# 竹田市空き家Re:Born（再生）補助金 ※着工前申請

## 竹田市空き家再生バンク

リノベーション等改修が必要な物件



## 目的

人口減少・高齢化に伴い、本市では、空き家、空き店舗、耕作放棄地等の増加、地域コミュニティの弱体化等の地域住民の取り巻く諸問題は多様化しています。

この補助金は、空き家再生バンクの空き家の有効活用し、再生を行う個人・法人が、移住・定住を目的に空き家を改修した場合に補助金を支給します。住居・店舗・福祉施設・シェアハウスなど様々な目的に補助金を活用することで、地域コミュニティにおける賑わい創出や地域活性化につながっていきます。

## 改修事例 事業実施した場合は必ず居住が必須

- |           |           |
|-----------|-----------|
| ①民泊施設     | ⑥社宅       |
| ②飲食店などの店舗 | ⑦技能実習生の居住 |
| ③ゲストハウス   | ⑧シェアハウス   |
| ④シェアオフィス  | ⑨福祉施設 等   |
| ⑤賃貸経営     |           |



## 補助

- ①上限100万円 率1/2 ※売買上限50万円 率1/4
- ②空き家に対して1回限り及び年度につき1回限り
- ③返還事項があった場合は次年度以降交付不可

その他要件がありますので、事前に相談をお願いします。

## 補助対象者：個人や法人等再生事業者

- ①空き家取得後（賃貸・売買可）1年以内に再生事業を行うこと
- ②補助金の交付を受けてから5年以上再生事業を継続しようとする者
- ③竹田市空き家再生事業者として登録している者

## 補助条件

- ①補助金の交付の決定を受けた日から5年以内に補助事業により、改修工事を行った空き家を目的外利用し、取り壊し、又は当該空き家の賃貸借契約を解除しないこと
- ②改修工事は、竹田市内に本店又は営業所等を有する業者で施工すること。
- ③再生した空き家に居住する者は、この補助金の交付決定を受けた日の属する年度と同一の年度内に本市の住民基本台帳に記録されることとし、5年以上居住すること。また、当該空き家に居住する者が転居した場合は、1年以内に居住者を確保すること。ただし、当該空き家を転売する場合はこの限りでない。
- ④再生した空き家に居住する者は、居住地域の自治会に加入すること。

